

令和8年度 診療報酬改定 物価高騰への対策について

急性期医療を担う病院は、
物価高騰の影響を受けやすい特性を
考慮した点数が新設されました

令和8年度の診療報酬改定では、物件費（医療材料費、光熱水費、食材料費、委託費等）の更なる高騰に対応するため、すべての医療機関に「物価対応料」が新設されました。

物価対応料とは、基本診療料（初診料・再診料・入院基本料）に併せて算定可能な加算で、持続可能な医療提供体制を維持するために評価された点数です。

外来受診された方の初診時および再診時には、「物価対応料」を
会計時に算定させていただきます。

また、入院されている方につきましては、入院基本料に対応した
「入院物価対応料」を算定させていただきます。

令和8年6月1日より、初診料・再診料および入院基本料において、
それぞれの加算点数を算定させていただきますので、ご理解を賜り
ますようお願いいたします。

◆ 外来・在宅物価対応料

- ・ 初診時 ： 2点
- ・ 再診時 ： 2点

◆ 入院物価対応料（1日につき）

- ・ 急性期病院B一般入院料 ： 114点
- ・ 小児入院医療管理料4 ： 48点
- ・ 地域包括ケア病棟入院料1 ： 26点～27点
- ・ 障害者施設等入院基本料2 ： 19点～21点

令和8年6月1日

社会福祉法人 北海道社会事業協会富良野病院 病院長